

重症心身障害者の受け入れできず、看護職員確保に課題 県内事業所初の実態調査（長野県）

在宅の重症心身障害者へのサービスをめぐり、グループホームなど事業所の多くが看護職員を確保できず、障害者を受け入れられなかったり、受け入れを制限していたりしていることが4月6日、長野県が初めて実施した実態調査で分かった。多くが人手不足などから障害者に必要な医療的ケアに対応できていない状況が浮かび上がった。

調査は2014年8月に実施。グループホームなど通所型の376事業所に配布し、154事業所から回答を得た（回答率41%）。このうち、調査時点で、重度の知的障害と身体障害のある重症心身障害者を受け入れていたのは69施設（44.8%）にとどまった。現在受け入れておらず、今後もしないとしたのは74施設（48.1%）。9施設（5.8%）は受け入れていないが今後は可能と答えた。

受け入れができない74施設に理由（複数回答）を聞いたところ、「看護職員の確保ができない」が59施設で最多。次いで「医療的ケアを実施するための設備改修が必要」が44施設、「対象者の身体介護の経験がない」が39施設だった（図）。

障害者が必要とする医療的ケアは、服薬管理やたんの吸引、胃ろうなどの経管栄養、気管切開部の消毒などがある。たんの吸引と経管栄養は2012年の法改正により、医師や看護師だけでなく、研修を受け、県から認定されれば介護職員も行える。県障がい者支援課によると、事業所には募集しても看護職員が集まらなかったり、経済的に専門職を雇用できなかったりする事例があるという。職員数がぎりぎり

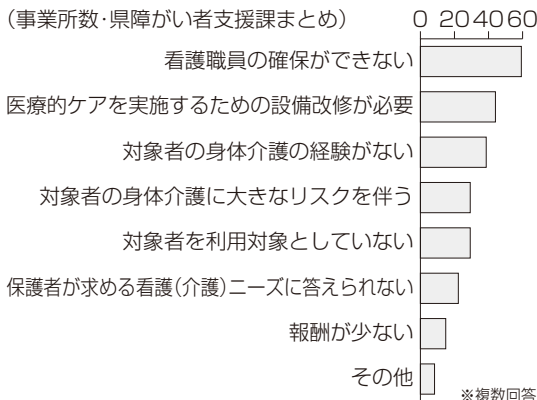


図 事業所が障害者の受け入れサービスを提供できない理由

の事業所からは、職員が研修時の人員不足を訴える声が上がっており、調査の自由記述でも「研修の負担軽減」を求める意見があった。

現在受け入れている69施設でも、課題（複数回答）として「看護職員の不足による受け入れ制限」を挙げたのが最も多い32施設だった。

今回の調査は、重症心身障害者444人も対象とし、保護者ら283人から回答があった。「利用できる事業所を増やしてほしい」、「短期入所ができるようにしてほしい」といった要望が多かった。

同課は「調査結果を基に具体的な対策を考えていく」としている。

（信濃毎日新聞・長野 2016年4月7日）

お知らせ

東京開催「ADL評価法 FIM 講習会」

日 時：2016年7月2日（土） 午前の部 9:00～12:00/
午後の部 13:00～16:00
会 場：御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター
（東京都千代田区神田駿河台4-6）

受講料：6,000円
主 催：兵庫医科大学リハビリテーション医学教室
問い合わせ先・申し込み先 ホームページよりお願いし
ます。 <http://craseed.org>